

国の利害に関係のある争訟等への対応に関する関係府省庁連絡会議
幹事会（第14回）

日時：7月30日（水）16:00～16:30

場所：法務省3階会議室

- 1 予防司法支援制度について
- 2 質疑応答

配付資料

国の利害に関係のある争訟等への対応に関する関係府省庁連絡会議
（令和7年7月30日）

国の利害に関係のある争訟等への 対応に関する関係府省庁連絡会議

令和7年7月30日

予防司法支援制度の活用

予防司法支援制度

具体的な争訟に至る前に法的問題について
照会・助言するもの

- どのような案件・タイミングであっても照会可能
- これまでの豊富な裁判の経験・法的知見をもとに支援

企画・計画段階での活用

➤ 処分基準や通達の改正前に相談

⇒ 基準により展開される多数の処分の法適合性を確保

⇒ 代替案も含めて幅広く検討することが可能

事案に応じた柔軟な対応

➤ 継続的な関与

⇒ 一貫した対応の確保、訴訟担当部門との連携も

➤ ニーズを踏まえた迅速な回答

⇒ 初期対応からの適正確保、その後のフォローも